

松山市都市再生協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、松山市都市再生協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を松山市二番町四丁目7番地2に置く。

(目的)

第3条 協議会は、松山市の中心市街地を拠点として、市民、企業、大学、行政等との連携により、都市デザインとまちづくりについて、調査研究、計画立案、実践及びこれらの支援並びに人材育成等を行うことを目的とする。また、その活動を通じて、松山市における質の高い都市空間の整備と保全、並びに地域社会の改善を図ると共に、その成果を市域全域、更には全国各地、世界各地へと広く公開し、発信することを目指す。さらに、都市デザインとまちづくりに関わる学習・教育を行うことによって、現代から未来へ向けて、まちづくりの担い手を育成し、継承していくことで、松山市の持続的な発展を目指す。

(事業等)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 都市デザインとまちづくりに関わる研究・提案
- (2) 都市デザインとまちづくりに関わる実証実験・事業創出
- (3) 都市デザインとまちづくりに関わる都市デザインマネジメント
- (4) 都市デザインとまちづくりに関わる交流・学習・教育・情報発信
- (5) その他前各号に附帯又は関連する一切の事業

第2章 協議会

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成される。

- (1) 松山商工会議所
- (2) 株式会社伊予鉄グループ
- (3) 株式会社まちづくり松山
- (4) 愛媛大学
- (5) 松山大学
- (6) 聖カタリナ大学
- (7) 松山東雲女子大学
- (8) 東京大学
- (9) 松山市
- (10) その他会長が認めるもの

(組織)

第6条 協議会は、会長、副会長、監事及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 協議会に、会長1人、副会長2人を置く。

- 2 会長は、協議会の議決をもって、選任する。
- 3 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 会長、副会長は相互に兼ねることはできない。
- 5 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 7 会長、副会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(監事)

第8条 協議会に、監事2人を置く。

- 2 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 3 監事は、協議会の会計検査を行う。

- 4 監事は、監査の結果を会議において、報告しなければならない。
- 5 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員)

第9条 委員は、第5条各号に該当する構成員の指名する者を委員とする。ただし、別表に記載する構成員は、それぞれ同表に掲げる数の委員の指名を行うものとする。

- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の任期中に変更が生じた場合、当該委員の属する構成員の後任者が引き継ぐものとし、その任期は前任者の残任期間とする。
- 4 協議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- 6 臨時委員及び専門委員は、会長が任命する。
- 7 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(協議会の議決事項)

第10条 協議会は、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び改廃
- (2) 事業計画の決定及び事業報告の承認
- (3) 予算の決定及び決算の承認
- (4) センター長及び副センター長の選任
- (5) 会長が専決した事項の承認
- (6) 協議会の解散
- (7) その他協議会の重要事項

(招集)

第11条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けているときは、副会長が、副会長も欠けているときは、事務局長が招集することができる。

- 2 会長は、委員の総数の4分の1以上の者から協議会開催の請求があったときは、当該請求があった日から30日以内に協議会を招集しなければならない。

(定足数)

第12条 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

2 委員は、協議に出席することができないときは、代理人を出席させ、又は会長に表決権を委任することができる。この場合において、前項及び次条の規定の適用については、当該委員は協議会に出席したものとみなす。

(議決)

第13条 協議会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(書面による議決)

第14条 会長は、各委員及び議事に関係のある臨時委員に対し、書面による表決を求めることができる。この場合において、全ての委員が書面による表決をしたときは、当該事項について協議会の議決があったものとみなす。

(協議結果の尊重)

第15条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(専門部会の設置)

第16条 協議会は、その目的の実現のために協議する内容ごとに専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他の必要な事項は会長が別に定める。

第3章 松山アーバンデザインセンター

(松山アーバンデザインセンター)

第17条 協議会の目的を達成するためのまちづくり活動の拠点として、松山アーバンデザインセンター（以下「UDCM」という。）を設置する。

2 センターの名称の英文表記は、Urban Design Center Matsuyama とする。

(UDCMの組織)

第18条 UDCMは、センター長、副センター長、国立大学法人愛媛大学社会連携推進機構防災情報研究センターアーバンデザイン研究部門、一般社団法人松山アーバンデザインネットワーク及びその他の職員で組織する。

2 センター長及び副センター長は、協議会の議決をもって、選任する。

3 副センター長は3人以内とする。

4 センター長及び副センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

5 その他の職員は必要に応じてセンター長が選任する。

(UDCMの運営)

第19条 センター長は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

(1) 事業計画に基づく事業の企画及び実施

(2) UDCMの管理・運営

(3) 前2号に掲げる事務の実施に付随する事務

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故があるとき又はセンター長が欠けたときは、センター長の職務を代理する。

(委任)

第20条 この章に定めるもののほか、UDCMの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

第4章 事業計画及び財務

(収入)

第21条 協議会の経費は、負担金、補助金、寄附金、協賛金、事業に伴う収入その他の収入をもって充てる。

(事業年度及び会計年度)

第22条 協議会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び予算)

第23条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに会長が作成し、協議会の議決を経なければならない。

第5章 雑則

(規約の変更)

第24条 規約を変更するときは、協議会に出席した委員の過半数の議決を経なければならない。

(解散)

第25条 協議会を解散するときは、委員の総数の4分の3以上の多数の同意による協議会議決を要する。

2 解散のときに存する残余財産は、委員の総数の4分の3以上の多数による議決をもって、その処分方法を決定するものとする。

(事務局)

第26条 第3章に定めるものを除き、協議会の事務を処理するため、松山市都市整備部都市・交通計画課に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

- 3 会長は、第10条に定めるもの以外で、協議会の事務の一部を事務局長その他の職員に専決させることができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、事務局に必要な事項は会長が別に定める。

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成26年2月18日から施行する。

(任期の特例)

- 2 第7条第7項、第8条第5項、第9条第2項及び第18条第4項の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成26年3月31日までの間に就任した会長、副会長、監事、委員、センター長及び副センター長の任期の終期は、平成27年3月31日までとする。

(事業年度及び会計年度の特例)

- 3 第22条の規定にかかわらず、協議会の設立後最初の事業年度及び会計年度は、この規約の施行の日から平成27年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成29年4月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成31年4月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年8月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和3年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月14日から施行する。

別 表

構成員	指名数
松山商工会議所	1人
(株)伊予鉄グループ	1人
(株)まちづくり松山	1人
愛媛大学	2人
松山大学	1人
聖カタリナ大学	1人
松山東雲女子大学	1人
東京大学	1人
松山市	6人